

喀痰吸引等を行うことができるまでの流れ

(特定の者対象：第3号)

1. 基本研修の受講

講義を受講する

8時間の講義で喀痰吸引等を安全に行うための知識を習得

演習を受講する

1時間の演習でシミュレーターを使って、実際の基本的な手順を習得

筆記試験を受ける

講義と演習で学んだ知識の習得状況を確認

9割正解で合格

2. 現場演習・実地研修の受講

利用者宅において必要な行為の研修を行う

指導看護師の下で、利用者に応じた手順書に従って行う

現場演習を行った後、実地研修では、「全ての項目が連続2回手順どおりに実施できる」まで行う

評価票と修了証明書を発行するための書類の提出後、修了証の発行

3. 認定証の申請（広島の場合は広島県庁）

4. 事業所登録の申請（広島の場合は広島県庁）

※3、4については広島県庁のホームページ等でご確認をお願いします

全てが完了し、認定された行為を行うことができます

※医師の指示書が必要です

また、認定されていない行為や、認定されていない利用者への行為はできません。